

(証券コード 7604)

2022年7月12日

株 主 各 位

福岡県久留米市天神町146番地

株式会社 梅 の 花

代表取締役社長 本 多 裕 二

第43回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ご出席は、極力お控えいただきますようお願いいたします。当日ご出席されない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年7月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年7月26日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年7月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 福岡県久留米市六ツ門町16-1
ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第43期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |

以 上

大変恐縮ではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、お土産の配布、及び会場でのお茶の提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.umenohana.co.jp/>）において掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、過去2週間以内に発熱や感冒症状で医療機関での受診・服薬等をされた方、感染が拡大している地域や国への訪問歴がある方につきましてはご出席をお控えください。

◎会場入口での検温にご協力をお願いします。体温が37.5度以上の株主様、体調不良と見受けられる株主様につきましては運営スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

◎マスク着用のうえ、ご来場・ご参加くださいますようご協力をお願いします。

◎株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。

## 【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年7月26日（火曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ③スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使してください。  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 事業報告

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進み、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いております。しかしながら、新たな変異株の出現やウクライナ情勢の緊迫化により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間の短縮、酒類の提供禁止や提供時間の制限がありました。2022年3月にはまん延防止等重点措置が解除されましたが、大人数での会食や宴会の自粛傾向の継続、消費者のライフスタイルの変化、原材料・原油価格の高騰や人手不足等、業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

当社グループにおきましても、特に外食事業において店舗休業や時短営業を余儀なくされましたが、一方で、前期から継続しているコスト削減による損益分岐点売上高の低減に加え、雇用調整助成金や時短協力金等のご支援もあり、第1四半期から第3四半期の各会計期間において、親会社株主に帰属する四半期純利益が前年を上回る結果となりました。特に第3四半期連結会計期間は営業利益2億77百万円を計上し、業績改善に寄与いたしました。

また、資本性劣後ローンによる手元資金の拡充、A種優先株式の発行による自己資本の増強を実施し、中長期的な財務基盤の安定性の確保に取り組んでおります。加えて、財務体質の健全化、配当可能利益の確保等を目的に減資し、資本金を1億円にいたしました。

このような状況の中、セントラルキッチンにおいて仕入食材の内製化に必要な製造機器の導入等、収益確保や生産性向上に向けた設備投資を実施しております。また、SDGsへの対応として、物流部門におきましては、配送資材をドライアイスと発泡スチロールから高性能の保冷剤とリサイクルコンテナへ変更することにより、CO<sub>2</sub>の削減に取り組んでまいりました。製造部門におきましては、おからの再商品化に必要なおから乾燥機やバイオ式生ごみ処理機の導入等による産業廃棄物の削減、品質保持及び保存に優れた急速冷凍機の導入によるフードロスの削減についても取り組んでまいりました。各店舗におきましても、フードロス削減を目的とした販売方法の見直しや、食材廃棄額の可視化を進めております。

さらに、2021年9月に更なる生産性向上と顧客接点強化を目的とした情報システム再構築プロジェクトを発足し、グループを挙げてDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に着手いたしました。

店舗の出店及び退店につきましては、6店舗出店及び12店舗退店し、当期末の店舗数は290店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は225億91百万円（前期比104.6%）となり、営業損失は16億30百万円（前期は営業損失22億52百万円）、経常損失は17億92百万円（前期は経常損失23億96百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億17百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失19億21百万円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (外食事業)

外食事業におきましては、各店舗において感染防止対策を徹底し、お客様をお迎えする体制を整えるとともに、付加価値の高いメニューを投入し、客単価アップに努めてまいりました。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」及び「和食鍋処 すし半」につきましては、ポイントカード等の会員様へのダイレクトメールやアプリによる商品・イベント等の告知により、お客様との接点の増加に注力するとともに、来店動機を高める季節に合わせたメニュー展開や料理のレベルアップ等に取り組んでまいりました。また、巣ごもり需要の獲得に向けたおせち・弁当類等のテイクアウト商品の販売強化に努めてまいりました。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、2022年2月にランチメニューを大幅に改定し、鮮魚にこだわりの「安さ」よりも「美味しさ」を追求する内容へ変更いたしました。また、4月には夜の春夏メニューを改定する等、新規顧客層の獲得に着手いたしました。

新業態につきましては、6月に「お手軽中華のお店 梅花（メイファ）」を名古屋市東区のショッピングモール内のフードコートに、11月にカジュアルな中華料理店「梅香（メイシャン）」を大阪市北区のショッピング街に、さらに、12月に黒毛和牛とあか牛の二種類の和牛を提供する「和種焼肉 KUROTOAKA」を東京都港区にそれぞれ出店いたしました。

以上の結果、外食事業の売上高は118億1百万円（前期比100.3%）、セグメント損失は13億39百万円（前期はセグメント損失17億19百万円）となりました。

店舗数につきましては、梅の花は72店舗、すし半は2店舗退店し11店舗、さくら水産は5店舗退店し22店舗、その他店舗は3店舗出店及び1店舗退店し18店舗、外食事業の全店舗数は123店舗となりました。

#### (テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、クリスマス・節分・ひなまつり等のイベント商品の販売が好調となり、売上高は前期比で108.9%となりました。

また、前期に引き続き、商品の品目数と陳列量の適正化、店舗製造の強化による品質向上及び労働時間管理の徹底により、原価率の改善及び人時生産性の向上を図り、各四半期においてセグメント利益を計上しております。

さらに、「古市庵」の一部店舗にて9月から販売を開始した、イタリアの伝統菓子であるマリトッツォを模した商品「すしトッツォ（まぐろ）」がSNS等にて拡散され、テレビ等のメディアで多数紹介されたことで、ブランド知名度を上げる一助となりました。

第4四半期には3店舗出店し、おしとり福山店において精肉販売のための改装及びその他店舗の美装化や売場面積拡大等の改装を2店舗とコロナ禍の収束を見据えた設備投資を実施しております。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は94億75百万円（前期比108.9%）、セグメント利益は4億43百万円（前期比286.7%）となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は2店舗出店及び4店舗退店により111店舗、梅の花テイクアウト店は1店舗出店し51店舗、その他店舗は5店舗、テイクアウト事業の全店舗数は167店舗となりました。

(外販事業)

外販事業におきましては、新規取引の拡大や既存取引先へのセントラルキッチン の既存製品の販売量増加、加えて京都セントラルキッチンに導入した急速冷凍機を使用した冷凍惣菜等の新商品開発による取扱品目の増加等により、業績を堅調に伸ばしてまいりました。また、同業他社との関係を強化することによる生産品目の拡大にも取り組んでおります。

牡蠣を中心とした水産加工品を製造する丸平商店につきましては、グループ各社の商品開発及び販促企画部門と連携し、販売網の構築及び原材料等の物流の見直しを図ることを目的としたプロジェクトの推進を継続し、グループ全体で収益力の強化に取り組んでおります。

以上の結果、外販事業の売上高は13億14百万円（前期比115.9%）、セグメント損失は1億50百万円（前期はセグメント損失40百万円）となりました。

## (セグメント別売上高)

(単位：千円)

| 期 別<br>セグメント別   | 第 42 期<br>2020年 5 月 1 日から<br>2021年 4 月 30 日まで | 第 43 期<br>2021年 5 月 1 日から<br>2022年 4 月 30 日まで |
|-----------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                 | 売 上 高                                         | 売 上 高                                         |
| 外 食 事 業         | 11,769,069                                    | 11,801,303                                    |
| テ イ ク ア ウ ト 事 業 | 8,699,989                                     | 9,475,562                                     |
| 外 販 事 業         | 1,134,824                                     | 1,314,873                                     |
| 合 計             | 21,603,883                                    | 22,591,738                                    |

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

### (2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の敷金及び保証金を含む設備投資額は7億37百万円であります。主として、外食事業における3店舗の新規出店による1億25百万円、改装・改修の工事等による10百万円、テイクアウト事業における3店舗の新規出店による20百万円、改装工事等による81百万円、工場の設備改修工事等による2億8百万円、厚焼き玉子焼成機導入等（リース）による69百万円であります。

### (3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の主なものにつきましては、劣後特約付きローンにて10億円、また、第三者割当によるA種優先株式を発行する事により20億円の資金調達を行いました。

### (4) 企業集団の対処すべき課題

少子高齢化や人口減少時代の到来により日本国内の食のマーケットの縮小に加え、当社グループ店舗の多くが出店する県庁所在地等の中心市街地の衰退等、社会環境の変化が事業運営に影響を及ぼしております。

さらに新型コロナウイルス感染拡大により、外食事業においては政府及び各自治体による休業や時短営業の要請への対応、テイクアウト事業においてはテレワークの推進や外出自粛に伴う都心の昼間人口の減少、百貨店の食品フロア以外の休業やインバウンド需要の大幅な減少等による客数の大幅減等、非常に厳しい事業環境にあります。

そのような中、当社グループは、既存事業における収益構造の見直しによる損益分岐点売上高の低減、外販事業強化による販売チャネルの拡大、セントラルキッチン の製造機能と製造品目の拡大、収益力向上を目的とした出店・改装及び設備の増強等、収益力の強化による財務の健全化を図ってまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ不透明な中、3月のまん延防止等重点措置の解除以降において新規感染者数、重症者数及び死亡者数が減少したことで、外食産業



市場動向調査や全国百貨店売上概況において、2019年には及ばないものの売上高が回復傾向にあること、政府の支援策等による消費喚起が見込まれること等、ウィズコロナを主眼に置いた回復シナリオを反映した営業政策に舵を切るとともに、新型コロナウイルスの感染者数の急激な増加時の迅速な対応が課題と認識しております。

また、原油価格の高騰やウクライナ問題に伴う食材や包材の価格高騰に向け、客単価アップ、生産性の向上、内製品の活用に加えて徹底したコスト削減や、状況に応じた施策の変更と綿密な投資のコントロールにより、収益確保、支出抑制及び有利子負債の圧縮並びに手元資金の拡充に注力いたします。加えて、コロナ収束後の顧客の意識及び行動の変容に順応できるよう社会環境の変化を注視してまいります。

#### ① 新型コロナウイルス感染症対策

店舗における換気とソーシャルディスタンスの確保、お客様が接触される箇所の除菌、ウイルスを除去する紫外線除菌装置の導入等、従来から実施している感染症対策を継続しながら、各自治体が実施する消費拡大キャンペーン等に積極的に参加してまいります。

#### ② 事業展開

##### (外食事業)

「湯葉と豆腐の店 梅の花」につきましては、ポイントカード会員様の来店履歴やご注文されたメニュー等のデータに基づいた効率の良いダイレクトメール発送による既存顧客の来店頻度の向上に引き続き取り組むとともに、梅の花公式アプリやSNSの活用等による新規顧客の獲得にも努めてまいります。

また、店舗人員配置の見直しによるシフトの最適化を図り、新型コロナウイルスの感染防止対応の中でのお客様へのおもてなしの充実、それに伴う再来店客数の増加に取り組んでまいります。ソーシャルディスタンスの確保に伴う座席数の減少や個室の換気の徹底等を踏まえ、弁当や惣菜等の宅配や持ち帰り商品の販売強化にも引き続き取り組むとともに、冷凍自動販売機による冷凍弁当や惣菜の販売にも取り組んでまいります。

「和食鍋処 すし半」につきましては、メニューの見直しによる食材ロスの抑制や当社グループが保有するインフラの活用による弁当宅配の強化、持ち帰り商品の拡充に引き続き取り組むとともに、冷凍自動販売機による冷凍弁当や惣菜の販売にも取り組んでまいります。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、居酒屋業態及び低価格帯からの脱却に向け、ファミリーで天ぷらや寿司を楽しめる新業態「天ぷらと寿司sakura」への転換、市場直送の鮮魚を店舗で捌き提供するメニュー等、質の高い美味しい商品をお手頃価格で食べられる店への転換に向けた取り組みを行ってまいります。

##### (テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、巻寿司及びいなり寿司等の定番商品の見直し、季節商品、イベント商品等の拡充による固定客の来店頻度の向上及び新商品開発による新規顧客層の取り込みに注力するとともに、お客様の目に留まる商品陳列の工夫や食材や味付け等のこだわりに関する商品説明に取り組んでまいります。

また、「仕事や家事等で時間が足りない」30～50代の女性とそこご家族を意識した商品開発と見やすく買いやすい売場づくりを強化してまいります。さらに、人手不足、最低賃金の上昇及び



ウクライナ問題等も含めた今までにない原材料価格の高騰への対応に向け、高単価商品へのシフト等、商品構成の変更や接客販売の強化による客単価アップに取り組むとともに、値引き販売の抑制のための顧客の来店動向に応じた品揃えの徹底を継続してまいります。

加えて、海洋プラスチックごみ、CO<sub>2</sub>排出、食品ロス等環境問題の対応に向け、スプーン等の有料化や包装材料等の見直し、食材の在庫の適正化等に着手しております。

(外販事業)

前期に引き続き、セントラルキッチンの製造能力の活用、ブランド価値及び認知度の向上を目的とした梅の花及び古市庵ブランドの商品の販売、丸平商店製造の牡蠣フライ等の水産加工品の販売を強化してまいります。

また、パートナー企業との協業による生牡蠣の流通过程における品質の向上とコスト低減、製造工場と保管倉庫及び市場間の自社物流の導入による収益力強化に取り組んでまいります。

(海外展開)

新規展開につきましては、現地の経済状況、インフラ等の環境整備等総合的に勘案し、慎重に取り組んでまいります。また、コロナ収束後は現地の状況に応じた業態やブランドの選択、フランチャイズ運営等柔軟な対応による拡大を進めてまいります。

(人員対策)

セントラルキッチンにおける製造人員不足の解消に向けて、特定外国人支援事業及び職業紹介事業を行うことを目的としたPlum協同組合の運営を開始し、技能実習生及び特定技能実習生を積極的に採用することに取り組んでまいります。

(設備投資等)

既存業態からの転換も含めた新業態開発、セントラルキッチンの生産設備等の事業基盤の拡充及び長期安定収益の確保を目的とした土地や既存の保有資産の有効活用に取り組むことを想定しておりますが、コロナ禍の状況を注視し、投資抑制に努めてまいります。

### ③ 収益改善策

製造部門におきましては、店舗調理作業の効率化や味・品質の安定を図るため、セントラルキッチンによる内製化の効果を再検証した商品開発を継続してまいります。また、機械化・自動化、類似商品の集約や不採算商品の削減等、生産性向上対策に加えて、外部企業に製造を委託しておりました食材の内製化、商品の保存期間の延長のために導入した急速冷凍機の活用の強化にも取り組んでまいります。

物流部門におきましては、店舗への配送回数や梱包資材の見直し、航空輸送から陸上輸送への切り替え、業務委託先の変更等による物流コストの削減に努めてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                                            | 第 40 期                           | 第 41 期                            | 第 42 期                            | 第 43 期                            |
|------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                                                      | 2018年10月 1 日から<br>2019年 4 月30日まで | 2019年 5 月 1 日から<br>2020年 4 月30日まで | 2020年 5 月 1 日から<br>2021年 4 月30日まで | 2021年 5 月 1 日から<br>2022年 4 月30日まで |
| 売 上 高 (百万円)                                          | 19,499                           | 30,462                            | 21,603                            | 22,591                            |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (百万円)                   | 369                              | △1,361                            | △2,396                            | △1,792                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は (百万円)<br>当 期 純 損 失 ( △ ) | △981                             | △4,391                            | △1,921                            | 217                               |
| 1 株 当 たり 当 期<br>純利益又は1株当たり (円)<br>当期純損失(△)           | △122.60                          | △548.48                           | △239.89                           | 19.58                             |
| 総 資 産 (百万円)                                          | 28,737                           | 26,007                            | 28,162                            | 28,699                            |
| 純 資 産 (百万円)                                          | 7,391                            | 3,412                             | 1,190                             | 3,132                             |
| 自 己 資 本 比 率 (%)                                      | 25.7                             | 11.0                              | 3.6                               | 10.4                              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 第40期につきましては、事業年度の決算日の変更に伴い、2018年10月1日から2019年4月30日までの7ヶ月間となっております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第40期の期首から適用しております。
4. 当社は、第42期より「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式を控除して算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況（2022年4月30日現在）

| 会 社 名           | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|-----------------|----------|----------|------------|
| 株式会社梅の花サービス西日本  | 10,000千円 | 100.0%   | 飲食店経営      |
| 株式会社梅の花サービス東日本  | 10,000千円 | 100.0%   | 飲食店経営      |
| 株式会社梅の花サービス九州   | 10,000千円 | 100.0%   | 飲食店経営      |
| 株式会社梅の花 p l u s | 3,000千円  | 100.0%   | テイクアウト店経営  |
| 株式会社古市庵         | 10,000千円 | 100.0%   | テイクアウト店経営  |
| 株式会社丸平商店        | 10,000千円 | 100.0%   | 水産加工品の製造販売 |
| 株式会社すし半         | 1,000千円  | 100.0%   | 飲食店経営      |
| 株式会社テラケン        | 10,000千円 | 58.0%    | 飲食店経営      |
| 株式会社三協梅の花       | 10,000千円 | 70.0%    | 飲食店経営      |

(7) 企業集団の主な事業内容（2022年4月30日現在）

| 区 分      | 事 業 内 容                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 外食事業     | 「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海産物居酒屋 さくら水産」を主とした飲食店の経営                   |
| テイクアウト事業 | 百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」の経営 |
| 外販事業     | 水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売                                         |

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場（2022年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

|              |           |
|--------------|-----------|
| 本社           | 福岡県久留米市   |
| 久留米セントラルキッチン | 福岡県久留米市   |
| 京都セントラルキッチン  | 京都府綴喜郡井手町 |
| 佐野セントラルキッチン  | 栃木県佐野市    |

② 子会社

| 会社名             | 本店所在地   | 主要な事業所  |
|-----------------|---------|---------|
| 株式会社梅の花サービス西日本  | 福岡県久留米市 | 大阪市旭区   |
| 株式会社梅の花サービス東日本  | 福岡県久留米市 | 東京都千代田区 |
| 株式会社梅の花サービス九州   | 福岡県久留米市 | 福岡県久留米市 |
| 株式会社梅の花 p l u s | 福岡県久留米市 | 大阪市旭区   |
| 株式会社古市庵         | 福岡県久留米市 | 大阪市旭区   |
| 株式会社丸平商店        | 山口県山口市  | 山口県山口市  |
| 株式会社すし半         | 福岡県久留米市 | 大阪市旭区   |
| 株式会社テラケン        | 東京都千代田区 | 東京都千代田区 |
| 株式会社三協梅の花       | 福岡県久留米市 | 東京都千代田区 |

③ 営業店舗

| 都道府県 | 外食事業               |                 |                         |     |     | テイクアウト事業 |     |     |     | 総合計 |
|------|--------------------|-----------------|-------------------------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|
|      | 湯葉と<br>豆腐の店<br>梅の花 | 和食<br>鍋処<br>すし半 | 海産物<br>居酒屋<br>さくら<br>水産 | その他 | 合計  | 古市庵      | 梅の花 | その他 | 合計  |     |
| 北海道  | 1                  |                 |                         |     | 1   |          |     |     | 0   | 1   |
| 宮城県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 2        | 2   |     | 4   | 5   |
| 福島県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        |     |     | 1   | 2   |
| 茨城県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        | 1   |     | 2   | 3   |
| 群馬県  |                    |                 |                         |     | 0   | 1        |     |     | 1   | 1   |
| 埼玉県  | 3                  |                 | 5                       |     | 8   | 4        | 1   |     | 5   | 13  |
| 千葉県  | 3                  |                 | 2                       |     | 5   | 5        | 1   |     | 6   | 11  |
| 東京都  | 12                 |                 | 10                      | 2   | 24  | 26       | 11  |     | 37  | 61  |
| 神奈川県 | 4                  |                 | 3                       | 2   | 9   | 15       | 4   |     | 19  | 28  |
| 新潟県  | 1                  |                 |                         |     | 1   |          |     |     | 0   | 1   |
| 富山県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        | 1   |     | 2   | 3   |
| 石川県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 2        | 2   |     | 4   | 5   |
| 福井県  | 1                  |                 |                         |     | 1   |          |     |     | 0   | 1   |
| 岐阜県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        |     |     | 1   | 2   |
| 静岡県  | 2                  |                 |                         |     | 2   | 1        | 2   |     | 3   | 5   |
| 愛知県  | 4                  |                 | 1                       | 1   | 6   | 7        |     |     | 7   | 13  |
| 三重県  | 1                  |                 |                         |     | 1   |          |     |     | 0   | 1   |
| 滋賀県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        |     |     | 1   | 2   |
| 京都府  | 2                  |                 |                         |     | 2   | 3        |     |     | 3   | 5   |
| 大阪府  | 7                  | 9               | 1                       | 4   | 21  | 14       | 10  |     | 24  | 45  |
| 兵庫県  | 3                  | 2               |                         | 1   | 6   | 6        | 4   |     | 10  | 16  |
| 奈良県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 2        | 1   |     | 3   | 4   |
| 和歌山県 |                    |                 |                         |     | 0   | 1        |     |     | 1   | 1   |
| 岡山県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        | 2   |     | 3   | 4   |
| 広島県  | 2                  |                 |                         |     | 2   | 2        | 2   | 1   | 5   | 7   |
| 山口県  |                    |                 |                         |     | 0   | 2        | 2   |     | 4   | 4   |
| 愛媛県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        | 1   |     | 2   | 3   |
| 福岡県  | 9                  |                 |                         | 5   | 14  | 5        | 3   | 3   | 11  | 25  |
| 佐賀県  | 2                  |                 |                         | 3   | 5   |          |     | 1   | 1   | 6   |
| 長崎県  | 2                  |                 |                         |     | 2   | 2        |     |     | 2   | 4   |
| 熊本県  | 1                  |                 |                         |     | 1   |          |     |     | 0   | 1   |
| 大分県  | 1                  |                 |                         |     | 1   | 2        |     |     | 2   | 3   |
| 宮崎県  |                    |                 |                         |     | 0   | 1        |     |     | 1   | 1   |
| 鹿児島県 | 1                  |                 |                         |     | 1   | 1        | 1   |     | 2   | 3   |
| 合計   | 72                 | 11              | 22                      | 18  | 123 | 111      | 51  | 5   | 167 | 290 |

(9) 企業集団の従業員の状況 (2022年4月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 673名 | 30名減      | 39.2歳 | 12.2年  |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度末における平均雇用人員(2,546名)は含まれておりません。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2022年4月30日現在)

| 借入先          | 借入金残高       |
|--------------|-------------|
| 株式会社西日本シティ銀行 | 5,556,989千円 |
| 株式会社福岡銀行     | 4,479,540   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 2,705,450   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,446,800   |



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年4月30日現在）

### (1) 発行可能株式総数

|        |             |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 20,700,000株 |
| A種優先株式 | 2,000株      |

### (2) 発行済株式の総数

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 普通株式   | 8,013,190株（自己株式196,010株を除く） |
| A種優先株式 | 2,000株                      |

### (3) 株主数

|        |         |
|--------|---------|
| 普通株式   | 24,505名 |
| A種優先株式 | 2名      |

### (4) 大株主（上位10名）

#### ①普通株式

| 株主名                  | 持株数      | 持株比率  |
|----------------------|----------|-------|
| 梅野 重俊                | 433,500株 | 5.40% |
| 梅野 久美恵               | 377,600  | 4.71  |
| エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 | 374,500  | 4.67  |
| 株式会社ヒデベア             | 242,800  | 3.03  |
| 麒麟麦酒株式会社             | 201,300  | 2.51  |
| 株式会社フジオフードグループ本社     | 185,800  | 2.31  |
| 株式会社西日本シティ銀行         | 96,000   | 1.19  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）   | 75,800   | 0.94  |
| 梅の花従業員持株会            | 70,800   | 0.88  |
| 株式会社三菱UFJ銀行          | 45,600   | 0.56  |

- （注） 1. 当社は、自己株式を196,010株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 なお、当該自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式34,160株が含まれております。
2. 持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

## ②A種優先株式

| 株 主 名                       | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|--------|---------|
| D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合 | 1,000株 | 50.00%  |
| 株式会社西日本シティ銀行                | 1,000  | 50.00   |

(注) A種優先株式は、無議決権株式であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2021年6月22日開催の取締役会決議及び2021年7月27日開催の第42回定時株主総会の承認により、2021年7月30日付でD B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合及び株式会社西日本シティ銀行に対して、第三者割当によりA種優先株式を発行しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2022年4月30日現在）

| 地 位                 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                         |
|---------------------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長       | 本 多 裕 二 | 株式会社丸平商店 代表取締役<br>UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD. CEO            |
| 常 務 取 締 役           | 村 山 芳 勝 | 購買担当<br>株式会社梅の花サービス西日本 代表取締役<br>株式会社テラケン 代表取締役<br>株式会社すし半 代表取締役 |
| 取 締 役               | 鬼 塚 崇 裕 | 経営計画・人事・総務担当<br>株式会社梅の花 p l u s 代表取締役<br>株式会社古市庵 代表取締役          |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤) | 山 本 治   |                                                                 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 藤 本 宏 文 | 株式会社シティアスコム 代表取締役                                               |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 池 田 勝   | 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス<br>執行役員<br>株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 井 上 二 郎 | 井上二郎公認会計士事務所 所長                                                 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 南 昌 作   | リーガル・ソリューション法律事務所 所長                                            |

- (注) 1. 代表取締役会長 梅野 重俊氏は、2022年1月20日死亡により退任いたしました。
2. 常務取締役 村山 芳勝氏は、2022年5月1日付で購買担当を解除いたしました。
3. 取締役 鬼塚 崇裕氏は、2022年5月1日付で常務取締役に就任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）である藤本 宏文、池田 勝、井上 二郎、南 昌作の各氏は、社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）藤本 宏文氏は、銀行での職務経験及び企業経営の豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）池田 勝氏は、銀行での職務経験（監査役・監査等委員を歴任）があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）井上 二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び会計監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役（監査等委員）南 昌作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
10. 取締役（監査等委員）藤本 宏文氏、井上 二郎氏、南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
11. 取締役（監査等委員）荒木 勝氏は、2021年7月27日付けで任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である藤本 宏文氏、池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

## (4) 役員の報酬等の総額

### ① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とする。

#### イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ウ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとする。

#### エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

代表取締役社長による権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役社長が作成した原案について、代表取締役社長から監査等委員会に意見を求め、代表取締役社長は当該意見を勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分                        | 報酬等の<br>総 額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円）    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 68,400<br>(－)       | 68,400<br>(－)     | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 4<br>(－)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 17,600<br>(9,400)   | 17,600<br>(9,400) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 6<br>(5)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 86,000<br>(9,400)   | 86,000<br>(9,400) | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 10<br>(5)             |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は0名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議の上、決定しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名（うち社外取締役は4名）です。
3. 上記には、2021年7月27日に退任した取締役（監査等委員）1名及び2022年1月20日死亡により退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
4. 取締役会は、代表取締役社長本多裕二に対し各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員の状況

| 区 分              | 氏 名     | 他の法人等の重要な兼職の状況                                               | 主な活動状況及び社外取締役役に期待される役割に<br>関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                    |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 藤 本 宏 文 | 株式会社シティアスコム<br>代表取締役                                         | 当事業年度開催の取締役会19回中17回（89％）出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に各議案の経営上のリスク認識について、企業統治の観点から助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会15回中14回（93％）出席し、当社の内部統制システムの整備と運用状況等について必要な発言を適宜行っております。              |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 池 田 勝   | 株式会社西日本フィナンシャル<br>ホールディングス 執行役員<br>株式会社西日本シティ銀行<br>取締役専務執行役員 | 当事業年度開催の取締役会19回中18回（95％）出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に財務及び内部統制について専門的な立場から監督、助言等を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会15回中15回（100％）出席し、会計監査人及び当社の内部監査部門との連携やコンプライアンス上の課題等について、必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 井 上 二 郎 | 井上二郎公認会計士事務所<br>所長                                           | 2022年7月27日に就任後、当事業年度開催の取締役会13回中13回（100％）出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会10回中10回（100％）出席し、当社の財務・会計手続き及び会計監査について必要な発言を適宜行っております。                                 |

| 区 分            | 氏 名   | 他の法人等の重要な兼職の状況           | 主な活動状況及び社外取締役役に期待される役割に<br>関して行った職務の概要                                                                                                                                                       |
|----------------|-------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 南 昌 作 | リーガル・ソリューション法律<br>事務所 所長 | 2022年7月27日に就任後、当事業年度開催の取締役会13回中13回（100%）出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関する発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会10回中10回（100%）出席し、コンプライアンス及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 1. 株式会社シティアスコムと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。

2. 株式会社西日本シティ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つであります。

#### (6) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

(2022年5月1日現在)

| 氏 名     | 担 当                                                  |
|---------|------------------------------------------------------|
| 神 部 修   | 外販部長 兼務 丸平商店担当                                       |
| 山 口 宣 嘉 | 店舗開発室長 兼務 購買担当                                       |
| 吉 田 訓   | 物流部長 兼務 製造担当                                         |
| 増 村 政 信 | 経理部長                                                 |
| 野 田 安 秀 | 外食事業九州担当<br>株式会社梅の花サービス九州 代表取締役                      |
| 岩 城 裕 二 | 外食事業東日本担当<br>株式会社梅の花サービス東日本 代表取締役<br>株式会社三協梅の花 代表取締役 |
| 吉 村 清 里 | テイクアウト事業担当                                           |

(注) 執行役員 上村 正幸氏は、2022年4月30日付で辞任いたしました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

如水監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 41,100千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 41,100千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び同第110条の4第2項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。



- ① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。
  - イ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底の為、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長とし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。
  - ウ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題（食品事故を除く）の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定常的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月1回開催する。
  - エ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、HACCPの運用指導、食品表示に関する管理等の活動を定常的に遂行する。食の安全委員会は毎月2回開催する。
  - オ. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。
  - カ. コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。
  - イ. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存・管理を行う。
    - ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
    - ・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
    - ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
    - ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書

- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。
  - イ. 委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は原則月 1 回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、取締役の業務執行状況の監督を行う。
  - イ. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
  - ウ. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社の経営状況につき 3 ヶ月に 1 回以上、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月 2 回グループ経営会議を開催し、グループ会社間の情報共有を図る。
  - イ. グループ会社の代表取締役は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
  - ウ. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。
  - エ. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。

- オ. 当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。
  - カ. 経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、その方針に沿って各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。
  - キ. 総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。
  - ク. 内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況を評価し、その改善を促す。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。
  - イ. 当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ア. 各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
  - イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。
  - ウ. 監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。

イ．監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

ウ．監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びグループ会社の全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、コンプライアンス運営委員会での社内アンケートの実施や情報共有、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的かつ階層別のコンプライアンス研修を実施しております。

① 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を19回開催している。新型コロナウイルス感染症に関して、コンプライアンス・危機管理委員会の委員長である代表取締役は2020年4月7日に『緊急事態宣言』を行い、新型コロナウイルス対策委員会を設置し、対策を実施し、2020年10月6日に『緊急事態宣言』を解除し、新型コロナウイルス対策委員会を解散した。対策内容はグループ経営会議と取締役会にて報告しており、対策委員会解散後も担当執行役員が、グループ経営会議にて状況の報告を継続している。取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会への付議事項を見直し、取締役会規程の改定を行った。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。当事業年度において監査等委員会を15回開催しており、監査等委員会において常勤監査等委員は監査実施計画に基づく月次監査報告を行っている。また、監査等委員会において、内部監査部門及び内部統制部門制責任者がオブザーバーで出席し、適切な情報共有を行っている。

### ③ 内部監査の実施

当社及びグループ会社の業務活動全般について、業務の妥当性・適法性を検証するために、内部監査規程を制定し、業務改善と経営の合理化並びに効率化に寄与すべく内部監査を実施している。

### ④ 財務報告に係る内部統制

取締役会の承認を受けた内部統制基本方針に基づき、内部統制基本計画を策定し、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当社及びグループ会社の当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用状況の評価を実施しており、内部監査室長が評価責任者となり、評価員を選任している。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して配当を実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

昨今の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が経済に与える影響は大きく、当社におきましても業績面で甚大な影響を受けており、現時点では収束時期が見通せない状況にあります。このような厳しい経営環境の下においては、財務体質の強化を図ることを最優先課題と認識し、引き続き普通株式に係る当期の期末配当を無配とさせていただきます。

また、内部留保金につきましては、出店・改装、新規事業開発、システム投資、M&A等、企業の継続及び発展の為の資金として有効に活用してまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告は次により記載されております。

1. 百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。
2. 記載比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,071,664	流 動 負 債	18,895,163
現 金 及 び 預 金	6,497,045	買 掛 金	600,224
売 掛 金	1,550,101	短 期 借 入 金	8,233,000
商 品 及 び 製 品	700,938	1年内返済予定の長期借入金	7,320,228
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	275,813	未 払 金	1,554,705
そ の 他	1,048,466	未 払 法 人 税 等	118,611
貸 倒 引 当 金	△700	資 産 除 去 債 務	62,621
固 定 資 産	18,627,923	契 約 負 債	171,295
有 形 固 定 資 産	14,326,750	賞 与 引 当 金	227,607
建 物 及 び 構 築 物	6,434,327	閉 店 損 失 引 当 金	43,282
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	320,852	そ の 他	563,588
土 地	7,138,882	固 定 負 債	6,671,688
そ の 他	432,687	長 期 借 入 金	4,848,601
無 形 固 定 資 産	155,517	資 産 除 去 債 務	1,313,813
そ の 他	155,517	閉 店 損 失 引 当 金	54,300
投 資 そ の 他 の 資 産	4,145,655	そ の 他	454,973
投 資 有 価 証 券	1,609,898	負 債 合 計	25,566,852
退 職 給 付 に 係 る 資 産	451,701	純 資 産 の 部	
敷 金 及 び 保 証 金	1,933,327	株 主 資 本	2,566,697
そ の 他	150,728	資 本 金	100,000
資 産 合 計	28,699,588	資 本 剰 余 金	3,625,645
		利 益 剰 余 金	△760,822
		自 己 株 式	△398,125
		その他の包括利益累計額	425,051
		その他有価証券評価差額金	468,816
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△32,827
		退職給付に係る調整累計額	△10,937
		新 株 予 約 権	131
		非 支 配 株 主 持 分	140,855
		純 資 産 合 計	3,132,735
		負 債 純 資 産 合 計	28,699,588

連結損益計算書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,591,738
売上原価		8,004,761
売上総利益		14,586,977
販売費及び一般管理費		16,217,127
営業損失		1,630,150
営業外収益		
受取配当金	5,790	
雑収入	47,121	52,912
営業外費用		
支払利息	81,885	
株式交付費	47,107	
株式関連費	43,427	
雑損失	43,096	215,516
経常損失		1,792,754
特別利益		
助成金収入	3,385,891	
その他特別利益	194,738	3,580,629
特別損失		
減損損失	624,991	
臨時休業による損失	749,259	
その他特別損失	79,518	1,453,768
税金等調整前当期純利益		334,106
法人税、住民税及び事業税	135,805	
法人税等調整額	27,297	163,102
当期純利益		171,003
非支配株主に帰属する当期純損失		46,172
親会社株主に帰属する当期純利益		217,176

連結株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,082,945	4,501,294	△8,836,593	△397,948	349,697
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,000,000	1,000,000			2,000,000
資 本 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替	△1,000,000	1,000,000			—
資 本 金 の 減 少	△4,982,945	4,982,945			—
剰 余 金 の 処 分		△7,858,594	7,858,594		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			217,176		217,176
自 己 株 式 の 取 得				△176	△176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	△4,982,945	△875,649	8,075,770	△176	2,216,999
当 期 末 残 高	100,000	3,625,645	△760,822	△398,125	2,566,697

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	648,843	△26,973	31,870	653,740	131	187,027	1,190,597
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							2,000,000
資 本 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替							—
資 本 金 の 減 少							—
剰 余 金 の 処 分							—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							217,176
自 己 株 式 の 取 得							△176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△180,027	△5,853	△42,808	△228,688	—	△46,172	△274,861
当 期 変 動 額 合 計	△180,027	△5,853	△42,808	△228,688	—	△46,172	1,942,138
当 期 末 残 高	468,816	△32,827	△10,937	425,051	131	140,855	3,132,735

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 9 社

連結子会社の名称

株式会社	梅の花サービス西日本
株式会社	梅の花サービス東日本
株式会社	梅の花サービス九州
株式会社	梅の花 p l u s
株式会社	古市庵
株式会社	丸平商店
株式会社	すし半
株式会社	テラケン
株式会社	三協梅の花

当連結会計年度から、会社分割（簡易新設分割）により設立しました株式会社梅の花サービス九州を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称

UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD. は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1 社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

P l u m 協同組合

UMENOHANA S & P CO., LTD.

(持分法を適用しない理由)

P l u m 協同組合及びUMENOHANA S & P CO., LTD. は、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品、製品及び原材料……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

イ. 貯蔵品……先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③ 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ウ. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

エ. 長期前払費用……定額法

④ 重要な引当金の計上基準

- ア. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ウ. 閉店損失引当金……………店舗等の閉鎖の意思決定がなされ、閉鎖に伴って将来発生が見込まれている費用又は損失を引当金として計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

- ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ. 数理計算上の差異の損益処理方法
数理計算上の差異については、翌連結会計年度に全額を一括して損益処理しております。
- ウ. 小規模企業等における簡便法の適用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

- ア. 食事の提供及び商品の販売に係る収益認識
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に外食事業における食事の提供、テイクアウト事業及び外販事業における商品の販売であり、顧客に食事の提供及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
- イ. 不動産賃貸に係る収益認識
当社及び連結子会社の不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。
- ウ. 自社ポイント制度に係る収益認識
梅の花uカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮した上で、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。
- エ. 商品券に係る収益認識
当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ア．連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

イ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表における「流動負債」の「ポイント引当金」及び「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

(1) 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(当連結会計年度1,412千円)及び「助成金収入」(当連結会計年度3,887千円)につきましては、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。

- (2) 前連結会計年度まで「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取配当金」（前連結会計年度6,309千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。
- (3) 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外費用」の「持分法による投資損失」（当連結会計年度21,262千円）につきましては、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑損失」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損会計

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	14,326,750
無形固定資産	155,517
減損損失	624,991

② 重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産（のれんを含む）の減損損失の見積りに際し、以下の算出方法によっております。

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗を単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。また、本社資産、セントラルキッチン等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や退店の意思決定を行った店舗等、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループの残存使用年数に係る割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の判定に使用する将来キャッシュ・フローは、対象となる資産グループに係る主要な資産の残存耐用年数、会社により承認された翌期予算数値、会社単位の5ヶ年の利益計画及びこれらの将来情報に使用された成長率、費用構成率等、一定の仮定を用いて計算しております。

回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値は、当社グループに要求される資本コストを考慮した割引率による割引後の将来キャッシュ・フローの合計額としております。

将来キャッシュ・フローは、過去の実績や新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等を踏まえ最善の見積りを行っておりますが、将来の見込が大きく変動した場合は、減損損失の追加計上により翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローについては、新型コロナウイルス感染症の影響が2023年4月にわたって継続するものと仮定して見積もっております。

(2) 資産除去債務

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当連結会計年度
資産除去債務（流動負債）	62, 621
資産除去債務（固定負債）	1, 313, 813

- ② 重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、主に店舗用の不動産賃借に係る契約に規定された原状回復義務に基づく原状回復費用の見込額を使用見込期間で割り引いた金額を資産除去債務として計上しております。使用見込期間は該当資産の耐用年数を基準に決定しており、割引率は、当該期間における国債利回りを使用しております。

原状回復費用の見込額は、過年度の原状回復費用の実績から異常値を除いた平均値又は退店の意思決定を行った店舗については、個別の見積額を使用しております。

過年度の原状回復費用の平均値について、将来の実績値と大きく乖離する場合は、資産除去債務の履行差額の計上又は資産除去債務の追加計上により翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス関連)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に重要な影響を受けております。感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進み、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いておりますが、新たな変異株の出現により新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況にあります。

このような状況下において、当連結会計年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社グループは来期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が緩やかに回復に向かうものの、1年程度は影響するものと仮定をおき、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える前提で見積っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等、不確実性が極めて高い環境下にあるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員（以下、「社員」といいます。）に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」による株式報酬制度を導入しております。

(1)取引の概要

当該制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした社員に対してポイントを付与し、当該社員のうち「株式給付規程」に定める受益者となる要件を満たした者（以下、受益者といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2)信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当連結会計年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。なお、前連結会計年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建 物	75,616千円
機械装置	53,339千円
計	128,955千円

② 上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	205,450千円
長期借入金	2,000,000千円
計	2,205,450千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,972,641千円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
店舗	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、厨房設備、工具器具備品、長期前払費用、リース資産、土地	北陸地区	13,264
		関東地区	157,438
		中部地区	11,048
		関西地区	188,210
		中国地区	1,035
		九州地区	86,144
工場	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具備品、土地、ソフトウェア	中国地区	122,856
		九州地区	44,993
合計			624,991

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗は各店舗単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ、退店の意思決定をした資産グループ及び遊休状態にあり今後の使用目処がたっていない資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物458,437千円、機械装置及び運搬具38,998千円、厨房設備16,373千円、工具器具備品38,890千円、土地56,888千円、長期前払費用2,760千円、リース資産10,057千円、ソフトウェア2,585千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを2.65%で割り引いて算出しております。

(2) 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明を受けて、レストラン店舗をはじめとする当社グループの店舗で、臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。これに伴い、臨時休業期間中や時短営業によるセントラルキッチンの操業低下、本部管理部門の事務量の減少及び当社グループ店舗において発生した固定費（人件費・家賃・減価償却費等）を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普通株式	8,209,200	—	—	8,209,200
A種優先株式	—	2,000	—	2,000
合計	8,209,200	2,000	—	8,211,200

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普通株式	195,863	147	—	196,010

(注) 1. 自己株式の株式数には、株式給付金信託（J-ESOP）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式34,160株が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加147株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当連結会計年度中に支払った配当はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 当連結会計年度に属する配当は、無配につき記載すべき事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金繰り計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、ほとんどの債権が1ヶ月以内の入金期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の主な使途は運転資金（短期）並びに設備投資資金（長期）であります。一部長期借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金、敷金及び保証金について、各担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスク（株価等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様であります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	1,609,898	1,609,898	—
(2) 敷金及び保証金	1,933,327	1,885,077	△48,249
資産計	3,543,225	3,494,976	△48,249
(1) 長期借入金 （1年内返済を含む）	12,168,829	12,144,379	△24,449
負債計	12,168,829	12,144,379	△24,449

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
関連会社株式	0

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1, 609, 898	—	—	1, 609, 898
資産計	1, 609, 898	—	—	1, 609, 898

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	1, 885, 077	—	1, 885, 077
資産計	—	1, 885, 077	—	1, 885, 077
長期借入金	—	12, 144, 379	—	12, 144, 379
負債計	—	12, 144, 379	—	12, 144, 379

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	売上区分			合計
	外食事業	テイクアウト 事業	外販事業	
一時点で移転される財	11,784,765	9,475,562	1,314,873	22,575,200
一定の期間にわたり移転される財	16,537	—	—	16,537
顧客との契約から生じる収益	11,801,303	9,475,562	1,314,873	22,591,738
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,801,303	9,475,562	1,314,873	22,591,738

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

契約負債	当連結会計年度
期 首 残 高	177,024
期 末 残 高	171,295

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」に計上しております。契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は133,303千円であり、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は36,239千円であります。

当社は、当該残存履行義務について、付与したポイントが使用されるにつれて今後1年から2年の間、また商品券が使用されるにつれて今後1年から5年の間で、収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 116円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円58銭 |

(注) 1. 銭未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式を控除して算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

当社は2022年2月8日開催の取締役会の決議に基づき、2022年5月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社古市庵及び株式会社梅の花 p l u s について、以下のとおり株式会社古市庵を存続会社とする吸収合併及び商号変更をいたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称：株式会社古市庵

事業内容：寿司、米飯等の持ち帰り販売

(吸収合併消滅会社)

名 称：株式会社梅の花 p l u s

事業内容：惣菜、弁当等の持ち帰り販売

②企業結合日

2022年5月1日

③企業結合の法的形式

株式会社梅の花 p l u s を消滅会社、株式会社古市庵を存続会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社古市庵プラス

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

貸 借 対 照 表

(2022年 4 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,895,011	流 動 負 債	17,088,077
現 金 及 び 預 金	5,418,917	買 掛 金	557,005
売 掛 金	81,754	短 期 借 入 金	8,200,000
商 品 及 び 製 品	170,747	1年内返済予定の長期借入金	7,277,978
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	153,724	未 払 金	774,298
そ の 他	1,069,966	未 払 法 人 税 等	10,572
貸 倒 引 当 金	△100	契 約 負 債	37,573
固 定 資 産	19,279,727	賞 与 引 当 金	156,200
有 形 固 定 資 産	7,184,879	そ の 他	74,449
建 物 及 び 構 築 物	2,698,040	固 定 負 債	4,938,851
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	301,774	長 期 借 入 金	4,377,401
土 地	4,076,224	繰 延 税 金 負 債	318,036
そ の 他	108,840	資 産 除 去 債 務	153,541
無 形 固 定 資 産	70,016	そ の 他	89,873
そ の 他	70,016	負 債 合 計	22,026,929
投 資 そ の 他 の 資 産	12,024,831	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,571,167	株 主 資 本	3,678,204
関 係 会 社 株 式	3,702,537	資 本 金	100,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	10,031,997	資 本 剰 余 金	3,710,038
敷 金 及 び 保 証 金	286,100	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,710,038
前 払 年 金 費 用	300,808	利 益 剰 余 金	266,291
そ の 他	120,297	そ の 他 利 益 剰 余 金	266,291
貸 倒 引 当 金	△3,988,078	別 途 積 立 金	220,000
資 産 合 計	26,174,738	繰 越 利 益 剰 余 金	46,291
		自 己 株 式	△398,125
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	469,604
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	469,604
		純 資 産 合 計	4,147,809
		負 債 純 資 産 合 計	26,174,738

損 益 計 算 書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,611,681
売上原価	4,923,062
売上総利益	688,619
販売費及び一般管理費	1,088,786
営業損失	400,167
営業外収益	
受取利息	189,456
貸倒引当金戻入額	546,605
雑収入	29,227
営業外費用	
支払利息	80,062
貸倒引当金繰入額	304,954
雑損失	109,379
経常損失	129,275
特別利益	
投資有価証券売却益	98,499
助成金収入	37,869
課徴金戻入益	92,004
特別損失	
減損損失	52,121
臨時休業による損失	50,892
社葬関連費用	19,095
その他特別損失	3,064
税引前当期純損失	26,075
法人税、住民税及び事業税	△124,213
法人税等調整額	51,847
当期純利益	46,291

株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,082,945	2,959,933	1,625,754	4,585,688	220,000	△7,858,594	△7,638,594	△397,948	1,632,090
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,000,000	1,000,000		1,000,000					2,000,000
資 本 金 か ら 剰余金への振替	△1,000,000	△1,000,000	2,000,000	1,000,000					—
資本金及び資本 準備金の減少	△4,982,945	△2,959,933	7,942,878	4,982,945					—
剰余金の処分			△7,858,594	△7,858,594		7,858,594	7,858,594		—
当 期 純 利 益						46,291	46,291		46,291
自己株式の取得								△176	△176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									—
当期変動額合計	△4,982,945	△2,959,933	2,084,284	△875,649	—	7,904,885	7,904,885	△176	2,046,114
当 期 末 残 高	100,000	—	3,710,038	3,710,038	220,000	46,291	266,291	△398,125	3,678,204

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	649,221	649,221	2,281,311
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			2,000,000
資 本 金 か ら 剰余金への振替			—
資本金及び資本 準備金の減少			—
剰余金の処分			—
当 期 純 利 益			46,291
自己株式の取得			△176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△179,616	△179,616	△179,616
当期変動額合計	△179,616	△179,616	1,866,497
当 期 末 残 高	469,604	469,604	4,147,809

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、製品及び原材料……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品……先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
採用しております。
- ④ 長期前払費用……………定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - イ. 数理計算上の差異の損益処理方法
数理計算上の差異については、翌事業年度に全額を一括して損益処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 商品の販売に係る収益認識
当社の顧客との契約から生じる収益は、主に外販事業における商品の販売であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
- ② 不動産賃貸に係る収益認識
当社の不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価が3,312,230千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表における「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、「契約負債」として表示することといたしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

- (1) 前事業年度まで「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しておりました「支払利息」(前事業年度76,487千円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
- (2) 前事業年度まで「特別損失」の「その他特別損失」に含めて表示しておりました「減損損失」(前事業年度44,141千円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損会計

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	7,184,879
無形固定資産	70,016
減損損失	52,121

- (2) 重要な会計上の見積りの内容に関する事項

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損会計」に記載しているため、記載を省略しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス関連)

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に重要な影響を受けております。感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進み、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いておりますが、新たな変異株の出現により新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況にあります。

このような状況下において、当事業年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社は来期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が緩やかに回復に向かうものの、1年程度は影響するものと仮定をおき、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える前提で見積っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等、不確実性が極めて高い環境下にあるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員（以下、「社員」といいます。）に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」による株式報酬制度を導入しております。

(1)取引の概要

当該制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした社員に対してポイントを付与し、当該社員のうち「株式給付規程」に定める受益者となる要件を満たした者（以下、受益者といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2)信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当事業年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。なお、前事業年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

機械及び装置	53,339千円
計	53,339千円

② 上記に対応する債務

1年以内返済予定の長期借入金	192,000千円
長期借入金	2,000,000千円
計	2,192,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,062,163千円

(3) 貸借対照表に別掲されているものを除く関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	973,261千円
長期金銭債権	79,141千円
短期金銭債務	27,826千円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

株式会社 梅の花サービス西日本	13,450千円
計	13,450千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	5,027,119千円
仕入高	125,726千円
販売費及び一般管理費	△1,206,531千円
営業取引以外の取引高	188,762千円

(2) 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明を受けて、レストラン店舗をはじめとする当社グループの店舗で、臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。これに伴い、店舗休業によるセントラルキッチンでの操業低下、本部管理部門の事務量の減少により発生した固定費（人件費・家賃・減価償却費等）を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	196,010株
------	----------

（注）当該自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式34,160株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

繰越欠損金	330,720千円
貸倒引当金	1,366,601千円
関係会社株式評価損	964,065千円
賞与引当金	55,768千円
減損損失	207,996千円
資産除去債務	52,612千円
その他	29,522千円

繰延税金資産小計	3,007,287千円
評価性引当額	△2,887,445千円
繰延税金資産合計	119,841千円

（繰延税金負債）

出向者負担金	41,284千円
資産除去債務に対応する除去費用	30,874千円
その他有価証券評価差額金	253,186千円
退職給付引当金	103,075千円
その他	9,456千円

繰延税金負債合計	437,877千円
繰延税金資産（負債）の純額	△318,036千円

10. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所 有 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 梅の花 サービス 西日本	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	資金の回収 (注 3)	1,790,523	関係会社長 期貸付金 (注 8)	2,741,728
								利息の受取 (注 3)	53,044	関係会社未 収入金	89,722
								食材、製品 の販売 (注1、2)	589,172		
								不動産の 賃貸 (注 2)	36,602		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	180,059		
								設備の賃貸 (注 4)	12,083		
								社員出向 (注 2)	395,266		
								食材、製品 の仕入 (注 5)	290		
	株式会社 梅の花 サービス 東日本	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	債務保証 (注 9)	13,450	—	—
								資金の回収 (注 3)	384,505	関係会社長 期貸付金 (注 8)	3,429,454
								利息の受取 (注 3)	75,325	関係会社未 収入金	139,918
								食材、製品 の販売 (注1、2)	487,122		
								不動産の 賃貸 (注 2)	99,773		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	182,187		
								設備の賃貸 (注 4)	17,653	関係会社未 収入金	139,918
								社員出向 (注 2)	323,104		

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所 有 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 梅の花 サービス 九州	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1 人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	1,265,293	関係会社長 期貸付金 (注 8)	1,265,293
								利息の受取 (注 3)	36,467	関係会社未 収入金	188,481
								食材、製品 の販売 (注1、2)	619,490		
								不動産の 賃貸 (注 2)	78,685		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	122,771		
								設備の賃貸 (注 4)	5,138		
								社員出向 (注 2)	317,291		
								食材、製品 の仕入 (注 5)	775		

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所 有 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 梅の花 p l u s	福岡県 久留米 市	3, 000	テイクアウ ト事業	所有 直接100%	兼任 1 人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	資金の回収 (注 3)	373, 586	関係会社長 期貸付金 (注 8)	10, 201
								利息の受取 (注 3)	2, 385	関係会社未 収入金	285, 948
								食材、製品 の販売 (注 1、 2)	1, 145, 681		
								不動産の 賃貸 (注 2)	4, 692		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	175, 296		
								設備の賃貸 (注 4)	4, 101		
								社員出向 (注 2)	239, 845		
	株式会社 古市庵	福岡県 久留米 市	10, 000	テイクアウ ト事業	所有 直接100%	兼任 1 人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 借 管理業務の 代行	資金の回収 (注 3)	108, 777	関係会社長 期貸付金	316, 727
								利息の受取 (注 3)	4, 947	関係会社未 収入金	217, 928
								食材、製品 の販売 (注 1、 2)	925, 727		
								不動産の 賃借 (注 2)	32, 424		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	221, 694		
								社員出向 (注 2)	121, 455		

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所 有 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 丸平商店	山口県 山口市	10,000	水産加工品製造販売	所有 直接100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の仕入 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	274,446	関係会社長期貸付金 (注 8)	1,028,302
								利息の受取 (注 3)	6,030	関係会社預り金	27,826
								食材、製品の仕入 (注 5)	20,441		
	株式会社 すし半	福岡県 久留米市	1,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	35,396	関係会社長期貸付金	744,993
								利息の受取 (注 3)	5,676	関係会社未収入金	19,423
								食材、製品の販売 (注1、2)	69,091		
								ロイヤリティ等収入 (注 2)	23,077		
	株式会社 テラケン	東京都 千代田区	10,000	外食事業	所有 直接58%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	506,576	関係会社長期貸付金	61,096
								資金の回収 (注 3)		関係会社未収入金	28,564
	株式会社 三協梅の花	福岡県 久留米市	10,000	外食事業	所有 直接70%	兼任 なし	資金の貸付 食材の供給 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	33,845	関係会社長期貸付金	155,374
								利息の受取 (注 3)	972	関係会社未収入金	3,275
								食材、製品の販売 (注1、2)	940		
	UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.	タイ国 バンコク市	4,300千 バーツ	食品製造業	所有 直接48.9% [0.1] (注10)	兼任 1人	資金の貸付	資金の貸付 (注 3)	27,200	関係会社長期貸付金 (注 8)	271,553

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、当社の原価により算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。
2. 食材の販売、ロイヤリティ等収入、不動産の賃貸借料、社員出向については、親子間取引に伴う覚書に基づいて金額を決定しております。
なお、ロイヤリティ等収入には、ロイヤリティ収入、事務手数料等が含まれております。
3. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保の受入はありません。
4. 設備の賃貸借料については、減価償却費を基に決定しております。
5. 食材、製品の仕入については、各子会社の原価により算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。
6. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
7. 期末残高には、消費税等を含んでおります。
8. 子会社への長期貸付金について、貸倒引当金3,988,078千円を計上しております。
なお、当事業年度において546,605千円の貸倒引当金戻入額及び304,954千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
9. 銀行借入につき、債務保証を行っております。
10. 議決権の所有割合の〔 〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	260円51銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円75銭

- (注) 1. 銭未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分その他、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式を控除して算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

「連結注記表13. 重要な後発事象に関する注記（連結子会社間の吸収合併）」の記載内容と同一のため省略しております。

~~~~~  
(注) 連結計算書類・計算書類の千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年 6 月24日

株式会社 梅 の 花  
取締役 会 御 中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 尾 拓 也

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 児 玉 邦 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社梅の花の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社 梅 の 花  
取 締 役 会 御 中

## 如水監査法人

福岡県福岡市

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 松 尾 拓 也 |
|------------------------|---------------|

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 児 玉 邦 康 |
|------------------------|---------------|

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社梅の花の2021年5月1日から2022年4月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査方針・監査計画に従って職務の分担を行い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月28日

株式会社 梅 の 花 監査等委員会

監査等委員（常勤） 山 本 治

監査等委員（社外） 藤 本 宏 文

監査等委員（社外） 池 田 勝

監査等委員（社外） 井 上 二 郎

監査等委員（社外） 南 昌 作

以 上

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、安定経営の根幹を成す株主様からの支援に報いるため、株主様への利益配分を安定的かつ継続的に実施することを重要な経営課題と考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業計画並びに将来現存するA種優先株式の取得に備え、利益剰余金として留保させていただき、誠に遺憾ながら普通株式につきましては、引き続き無配とさせていただきたく存じます。

また、優先株式につきましては、その他資本剰余金より、当社定款並びに発行時に定めた所定の計算による優先配当を実施することとさせていただきたく存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

A種優先株式1株につき 金30,136円99銭

A種優先株式配当総額 金60,273,980円

### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年7月28日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                      | 定款変更案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削 除) |

| 現行定款 | 定款変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                                                                      |
| (新設) | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため、新たに2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                          | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1                                                                                                                                  | ほん だ ゆう じ<br>本 多 裕 二<br>(1952年 8 月 1 日生) | 1981年 9 月 三角石油ガス株式会社入社<br>1995年 6 月 同社取締役経営計画室長兼財務部長就任<br>2001年10月 当社入社<br>2001年12月 当社専務取締役就任<br>2005年10月 有限会社梅の花plus代表取締役就任<br>2007年11月 株式会社古市庵（現株式会社古市庵プラス）<br>代表取締役就任<br>2015年12月 当社取締役専務執行役就任<br>2018年 9 月 当社代表取締役社長兼COO就任<br>UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.<br>CEO就任（現任）<br>2019年10月 当社代表取締役社長就任（現任）<br>2022年 4 月 株式会社丸平商店代表取締役就任（現任） | 普通株式<br>400           |
| 【取締役候補者とした理由】<br>当社代表取締役として当社グループの全部門を総合的に管理し、経営全般を的確に指揮・監督できる<br>知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選<br>任をお願いするものであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                       |

| 候補者<br>番号                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                                      | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 2                                                                                                                                      | むら やま よし かつ<br>村 山 芳 勝<br>(1960年11月22日生) | 1983年10月           | 株式会社ミドリ電化入社                          | 普通株式<br>1,000         |
|                                                                                                                                        |                                          | 1996年 7 月          | 当社入社                                 |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2006年12月           | 当社取締役人事総務部長就任                        |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2012年12月           | 当社取締役常務執行役員就任                        |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2015年 8 月          | 当社取締役購買部長就任                          |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2015年12月           | 当社取締役執行役購買部長就任                       |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2018年 9 月          | 株式会社丸平商店代表取締役就任<br>ヤマグチ水産株式会社代表取締役就任 |                       |
|                                                                                                                                        |                                          |                    | 株式会社梅の花サービス東日本<br>取締役就任（現任）          |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2019年 5 月          | 株式会社テラケン代表取締役就任（現任）                  |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2019年10月           | 当社常務取締役購買・物流担当就任                     |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2020年 5 月          | 株式会社梅の花サービス西日本<br>代表取締役就任（現任）        |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2020年 8 月          | 当社常務取締役購買担当就任                        |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2021年 4 月          | 株式会社すし半代表取締役就任（現任）                   |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2021年 5 月          | 株式会社梅の花サービス九州<br>取締役就任（現任）           |                       |
|                                                                                                                                        |                                          | 2022年 5 月          | 当社常務取締役就任（現任）                        |                       |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>当社取締役として外食事業を中心に、人事・総務及び購買・物流を統括してきた実績と業界全般における豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                          |                    |                                      |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数<br>(株) |
|-----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 3         | おに づか たか ひろ<br>鬼 塚 崇 裕<br>(1965年 8 月 8 日生) | 1989年 4 月 株式会社阪神百貨店入社<br>2007年10月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社<br>経営統合推進室部長<br>2010年 4 月 同社経営企画室予算計画部長<br>2011年10月 株式会社家族亭<br>執行役員経営企画室IR・広報部長<br>2013年 1 月 当社経営計画室部長<br>2015年12月 当社取締役執行役経営計画室長就任<br>2017年10月 株式会社古市庵（現株式会社古市庵プラス）<br>代表取締役就任<br>2019年 2 月 株式会社三協梅の花代表取締役就任<br>2019年 3 月 株式会社梅の花plus代表取締役就任<br>2019年 5 月 株式会社テラケン取締役就任<br>2019年10月 当社取締役経営計画担当就任<br>2021年 8 月 当社取締役経営計画・人事・総務担当就任<br>2022年 5 月 当社常務取締役経営計画・人事・総務担就任<br>(現任)<br>株式会社古市庵プラス代表取締役就任<br>(現任) | —                     |
|           |                                            | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>当社取締役として経営計画、テイクアウト事業を統括してきた実績と当社の管理業務全般に精通していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社普通株式<br>の数(株) |
|-----------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 4         | よし だ さとし<br>吉 田 訓<br>(1973年11月17日生)       | 1997年 2 月 当社入社<br>2008年10月 株式会社梅の花plus取締役就任<br>2011年10月 株式会社梅の花plus取締役営業本部長就任<br>2015年 8 月 株式会社梅の花Service（現株式会社梅の花サービス西日本）代表取締役就任<br>2019年10月 当社物流部長<br>2020年 9 月 当社執行役員物流部長<br>2021年 8 月 当社執行役員物流部長兼製造担当（現任） | 普通株式<br>100             |
|           |                                           | 【取締役候補者とした理由】<br>当社入社後、テイクアウト事業子会社の取締役営業本部長、外食事業子会社の代表取締役を歴任し、執行役員として物流部長、製造担当と、グループ全体の事業に関して豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願いするものであります。                                                      |                         |
| 5         | ます むら まさ のぶ<br>増 村 政 信<br>(1966年 1 月18日生) | 1988年 4 月 株式会社西日本銀行入行<br>2008年10月 株式会社西日本シティ銀行<br>二日市支店営業担当副支店長<br>2015年 4 月 同行土井支店長<br>2018年 1 月 同行融資統括部格付査定室長<br>2019年10月 当社入社<br>2019年10月 当社経理部長<br>2021年 5 月 当社執行役員経理部長（現任）                               | —                       |
|           |                                           | 【取締役候補者とした理由】<br>銀行での職務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、当社執行役員として金融機関との深い信頼関係を構築しておりますことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願いするものであります。                                                                           |                         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。
- 各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

メ      モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

Each row consists of three horizontal lines: a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line. There are 15 such rows provided for practice.













## 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL : 0942-33-0010

- 西鉄久留米駅より徒歩7分  
●駐車場の台数には限りがございますので、できるだけ  
公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

